

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を交付します

令和7年12月1日をもって、「従来の健康保険証（カード証）」は使えなくなります。

今後は、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を利用して医療機関等を受診していただくことになりますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要となります。

そのため、令和7年10月頃（予定）、マイナ保険証をお持ちでない方には申請によらず資格確認書を交付します。

※資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等で提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書です。

◆マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- ①マイナ保険証利用登録なし（マイナンバーカードを取得していない方も含む）
- ②マイナンバーカード（電子証明書）有効期限切れ
- ③マイナンバーカード返納
- ④マイナ保険証利用登録解除